

# 悪天候時等の緊急対応について

神奈川障害者職業能力開発校

1. 気象庁による午前6時の時点で発表された防災気象情報で、神奈川県内において暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類）のいずれかが発令されていた場合は、自宅学習とします。  
但し、午前10時の時点で警報又は特別警報が解除されていた場合、午後は通常訓練を行います。警報又は特別警報が解除されない場合は、午後自宅学習となります。  
(次ページを参照)
2. 通校については、通常の交通手段で通校してください。  
公共交通機関の運休や遅れなど、妥当と判断される場合は、やむを得ない理由のある欠席・遅刻時間として扱います。事故のないように充分注意して登校してください。
3. 午前6時の時点で警報又は特別警報が発令されていた場合は、お昼の給食はありません。
4. 警報又は特別警報の確認は、次の方法により各自で判断してください。
  - ・テレビ  
(NHK午前5時50分ごろの天気予報など)
  - ・ラジオ
  - ・電話  
(0427-177)
  - ・インターネット(気象庁 気象警報・注意報：神奈川県)  
[http://www.jma.go.jp/jp/warn/320\\_table.html](http://www.jma.go.jp/jp/warn/320_table.html)
  - ・携帯サイト(警報情報)  
<http://typhoon.yahoo.co.jp/weather/jp/warn/14/>
5. 登校後に警報又は特別警報が発令された場合は、校長が訓練を継続するか判断します。
6. 警報が発令されている自宅学習時に登校しても実習室等のパソコンは使用できません。

※上記6種類以外に特別警報に相当する警報として、大津波警報、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上が予想される場合である地震動特別警報、噴火警報(レベル4と5、避難準備と避難)の3種類があります。

この3種類の警報は緊急性が高く、時間的な猶予がないので、発令された地域では、周囲の状況に応じて、あわてずに、自分の身の安全を確保する行動を直ちに取る必要があります。これら3種類の警報が解除されるまでは、自分の身の安全を確保することを優先してください。